(2)他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他（自社退職金等）
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・・・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・・・							

（備考）事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○経済産業省令第五十七号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十四日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第二章の二　［略］	第一章～第二章の二　［略］
第三章　電気工作物	第三章　電気工作物
第一節　［略］	第一節　［略］
第二節　事業用電気工作物	第二節　事業用電気工作物
第一款～第四款　［略］	第一款～第四款　［略］
第五款　認定高度保安実施設置者（第九十五条の二―第九十五条の十）	［新設］
第三節　［略］	第三節　［略］
第三章の二～第六章　［略］	第三章の二～第六章　［略］
附則	附則
（火力発電所の原動力）	（火力発電所の原動力）
第四十七条の十二　令第四十七条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。	**第四十七条の十二**　令第四十六条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。
（蓄電用の電気工作物の範囲）	（蓄電用の電気工作物の範囲）
第四十七条の十三　令第四十七条第三項の表第十三号（六）の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。	**第四十七条の十三**　令第四十六条第三項の表第十三号（六）の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。
（方法書の届出）	（方法書の届出）
第六十一条の三　法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。	**第六十一条の三**　法第四十六条の五の規定による届出をしようとする者は、様式第四十六の二の四の環境影響評価方法書届出書に方法書を添えて提出しなければならない。
（添付書類の省略）	（添付書類の省略）
第六十七条　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十七条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指	**第六十七条**　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十七号の権限に係る事業用電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。第七十条において同じ。）がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指